

第2次南九州市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者支援計画



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	49
2. 計画の基本的な考え方	50
3. 計画の性格	50
4. 計画の期間	50
第2章 DV（配偶者等からの暴力）について	
1. DVとは	51
2. DVの状況	
(1) 南九州市の相談状況	51
(2) 南九州市のDVに係る認識や実態	51
3. DV根絶に向けた取り組み	
(1) 国における取り組み	52
(2) 鹿児島県における取り組み	53
(3) 南九州市における取り組み	53
第3章 計画の体系	54
第4章 計画の内容	55
■重点的に取り組むこと	
1. いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取り組み	55
2. 安心して相談できる体制の確立に向けた取り組み	57
3. 被害者の安心と安全を確保するための取り組み	58
4. 被害者の立場に立った生活再建に向けた取り組み	63
第5章 計画の推進体制	64

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス，以下「DV」という。）は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは，外部からの発見が困難な家庭内等で行われるために潜在化しやすく，しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があります。そのため，周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし，被害が深刻化しやすいという特性があります。

また，被害者の多くは女性であり，その背景には，性別に基づいた固定的な役割分担意識や経済力の格差など，男女共同参画社会の実現を阻害するものと同種の問題が数多く存在します。

さらに，DVは被害者のみならず，その子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことがあります。「児童虐待の防止等に関する法律」では，子どもが直接暴力をふるわれる場合のほかに，家庭内でDVを目撃することで，子どもが著しい心理的外傷を負っている場合も児童虐待にあたると定義されており，近年深刻な問題と捉えられるようになりました。

DVを防止・根絶するためには，男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い，性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠であり，このような観点からもDVの防止と被害者の保護に関する取り組みを推進していく必要があります。

国は，平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し，平成19年7月の改正により，市町村による基本計画の策定が努力義務として規定されました。これを受け，南九州市でも平成22年3月に「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し，DV防止や交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）の防止に関する施策及び被害者支援に取り組んできました。

このたび，現行計画が令和元年度で終了することから，これまでの取り組み状況を踏まえ課題等を明らかにし，必要な見直しを行うとともに，今後も各施策を効果的かつ継続的に進めるため，新たな計画「第2次南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

2. 計画の基本的な考え方

1 次計画に引き続き、下記を基本理念に掲げ、DVの根絶を図ります。

めざすべき姿

**DV（ドメスティック・バイオレンス）を許さない
誰もが安心して暮すことのできる地域社会の創造**

基本理念

- ◎ いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが安心できる環境のもと、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- ◎ DVは、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為であり、社会的な問題です。
- ◎ DV被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- ◎ DV被害者は、国籍や年齢、障がいの有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- ◎ 国、県及び近隣市町、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

3. 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、南九州市男女共同参画推進条例第8条の遵守を徹底するための計画として位置づけ、第2次南九州市男女共同参画基本計画と一体的に推進します。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。
ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

第2章 DV（配偶者等からの暴力）について

1. DVとは

本計画における「DV」とは、DV防止法に規定する配偶者等（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力に加え、デートDVなどの生活の本拠を共にしていない交際相手（元交際相手も含む）からの暴力も対象としています。

なお、暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。

- 身体的暴力…殴る、蹴る、突き飛ばす、首を絞める、物を投げつける、刃物を突き付ける、髪を引っ張る、やけどをさせる など
- 精神的暴力…大声で怒鳴る、殴るふりをして脅す、人前で侮辱する、何を言っても無視する、交友関係や行動を制限する など
- 経済的暴力…生活費を渡さない、働いて得たお金を取り上げる、借金を負わせる など
- 性的暴力 …望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、無理にポルノ雑誌やビデオを見せる、中絶を強要する など

2. DVの状況

(1) 南九州市の相談状況

本市では、DVの相談窓口を設置しており、秘密の厳守、相談者の安全確保を第一に考えた相談対応を行っています。相談者数は年度毎にばらつきがあります。

■相談・一時保護の状況（直近5年間）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談者数	7人	12人	6人	10人	7人
一時保護件数	1件	2件	0件	0件	0件

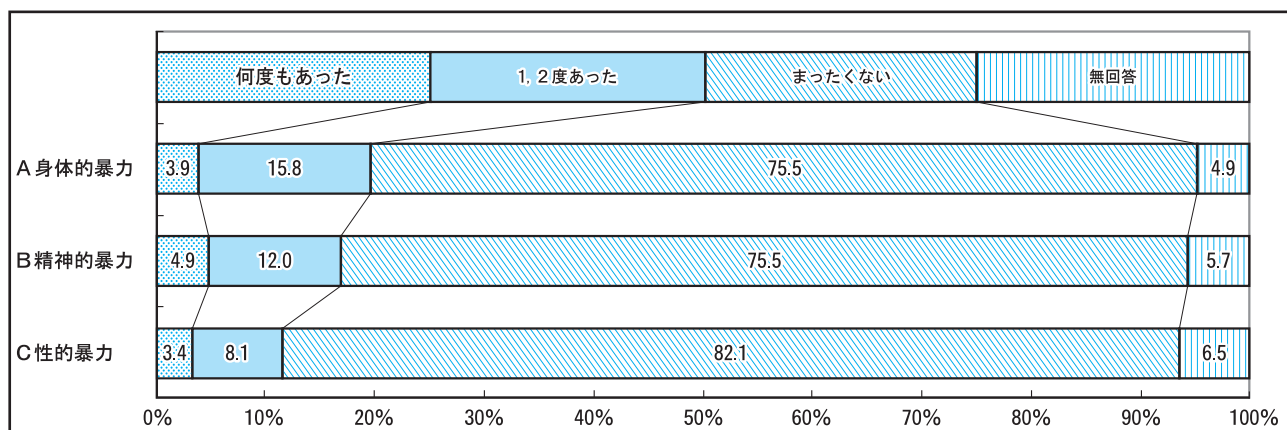
(2) 南九州市のDVに係る認識や実態

本市が平成30年11月に実施した「南九州市男女共同参画社会についての市民意識調査」によると、DVという言葉の認知度は88.2%となっており、言葉そのものは市民の間でかなり浸透している様子が伺えます。

また、同調査でDVの被害経験があると答えた人の割合は、平成20年と比較すると減少していることがわかります。

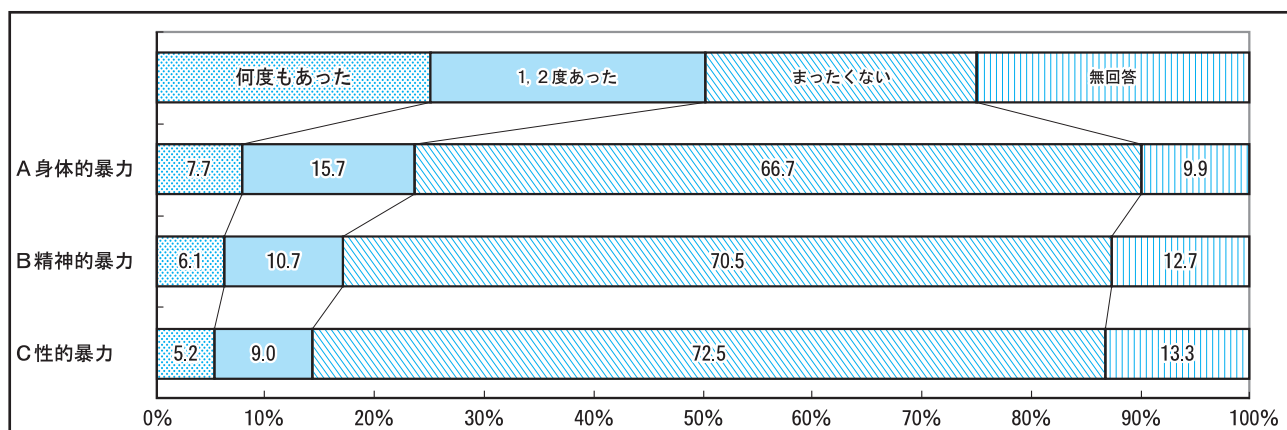
一方で、被害経験者のうち約2分の1にあたる市民が相談しなかった（できなかった）と回答しており、依然として潜在化しやすい傾向があるなどの課題も示しています。

【平成30年度調査】 n = 742



「経験がある方」: A 身体=19.7%, B 精神=16.9%, C 性的=11.5%

【平成20年度調査】 n = 858



「経験がある方」: A 身体=23.4%, B 精神=16.8%, C 性的=14.2%

3. DV根絶に向けた取り組み

(1) 国における取り組み

平成13年4月に「DV防止法」を制定、平成14年4月に全面施行され、DVを防止するとともに被害者の保護や自立支援を図ることが国及び地方公共団体の責務となりました。

その後、平成16年6月の改正により、DVの定義の拡大や都道府県による基本計画策定の義務付けなどの取り組みの拡充が行われました。平成19年7月には、市町村による基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、身体に対する暴力に加え生命等に対する脅迫行為が保護命令の対象に追加されました。

さらに、平成25年7月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者等からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

(2) 鹿児島県における取り組み

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」において、配偶者等に対する暴力行為の禁止を明記し、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを「配偶者暴力相談支援センター」として指定しました。

平成18年3月には、平成16年に改正されたDV防止法に基づき「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定、さらに翌年には各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

また、平成21年3月には、国の法改正に伴い、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（改訂版）」を策定しました。

(3) 南九州市における取り組み

平成22年3月「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

専門相談員による相談室の開設、国や県と連動した広報活動や広報紙に特集記事を掲載するなどの啓発活動、専門家を招聘して講演会を開催するなど、暴力の根絶に向けた取り組みを推進しています。



第3章 計画の体系

めざすべき姿

DV（ドメスティック・バイオレンス）を許さない
誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の創造



重点的に取り組むこと

1. いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取り組み

- (1) 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- (2) あらゆる世代に向けたDVに対する理解の促進
- (3) デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

2. 安心して相談できる体制の確立に向けた取り組み

- (1) 相談体制の整備と充実
- (2) 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
- (3) 苦情等への適切な対応の推進

3. 被害者の安心と安全を確保するための取り組み

- (1) 被害者の保護と安全確保
- (2) 通報・通告制度による被害者の保護
- (3) 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- (4) DV家庭に育つ子どもへの支援
- (5) 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

4. 被害者の立場に立った生活再建に向けた取り組み

- (1) 安心した暮らしを守るための支援
- (2) 住宅確保のための支援

第4章 計画の内容

■重点的に取り組むこと 1

●いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取り組み

(1) 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

①学校、幼稚園、保育所等における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園、保育園等の教育の場において、南九州市条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育を更に進めるために教職関係者に向けた広報・啓発に努めます。

②家庭教育における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、家庭において、南九州市条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育を促進するため、家庭教育学級等を通じた広報・啓発に努めます。

③地域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、地域において、南九州市条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、自治会や地域活動団体等と連携した広報・啓発に努めます。

④職域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、職域において、南九州市条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会議所等関係機関と連携するとともに、入札説明会等あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。

⑤多様な機会をとらえた広報・啓発の推進

暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの市民が集まる講演会等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進します。

(2) あらゆる世代に向けたDVに対する理解の促進

①広報紙やリーフレット等広報媒体を活用した啓発の実施

DVに対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報紙や市ホームページなどを活用した広報を実施し、広く市民に対する啓発活動を実施します。

②講演会や研修会等の開催による啓発の実施

DVに対する正しい理解を広め、DVを許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。

③県、各種団体等の研修会や講座等の機会を活用した啓発

DVに対する正しい理解を広め、DVを許さないという認識を徹底させるため、県や各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して啓発活動を実施します。

④各種団体等市民の自主的な啓発活動の促進

DVに対する正しい理解を地域社会に広め、DVを許さないという認識を徹底させるためには、市民一人ひとりの人権意識、男女平等意識を高める意識の醸成が重要であり、各種団体等市民との協働による啓発を進めます。

⑤書籍やDVD等の関連情報の整備・提供

DVに対する正しい理解を地域社会に広め、DVを許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やDVD等の提供を行います。

⑥『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）を中心とした広報啓発

DVに対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に図書館等公共施設において啓発活動を実施します。

⑦「人権週間」の周知

広報紙や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。

(3) デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

①デートDV防止に関する教育・啓発の推進

デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。

②教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修の実施

教育関係者や保健医療関係者などデートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアに当たれるよう、デートDVに関する理解を深めるための研修を実施します。

■重点的に取り組むこと 2

●安心して相談できる体制の確立に向けた取り組み

(1) 相談体制の整備と充実

①安心して相談できる環境の整備

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりをすすめるとともに、相談内容の秘密保持の徹底を図ります。

②外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供

使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関を把握し、確実に相談機関につなげるよう努めます。

③各種相談窓口の被害者への周知

被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口の周知強化に努めます。

④支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施

支援関係機関の職務関係者がDVに対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。

⑤市担当職員を対象とした研修の実施

被害者と接する可能性のある市職員が、DVに対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。

⑥相談員等支援者のケア

被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。

(2) 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

①支援関係機関・団体の連携強化

被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議の開催等によって、関係機関・団体の連携強化を図ります。

②配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化

児童虐待の通告によるDVの発見と適切な対応に向けて、児童相談所や関係機関と連携を図り、被虐待児童及びDV被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、市内以外の県、警察、児童相談所等と連携が図れるよう平素より協力体制の強化を図ります。

③庁内連絡会議の設置

庁内連絡会議を設置し、庁内における適切な支援体制の構築を図ります。

(3) 苦情等への適切な対応の推進

①支援関係機関向けの苦情対応制度の意義と仕組みに関する研修の実施

支援関係機関にとって、苦情に迅速かつ適切に対応することが、申出者の権利や利益を守るとともに、申出者をはじめ市民の機関に対する信頼性を高め、相談しやすい環境をつくることにつながるについて、理解の促進を図ります。

②申出への対応体制の整備

市の機関に対する苦情については、南九州市男女共同参画相談制度に基づき適切な対応に努めます。

③南九州市男女共同参画相談制度の周知

制度の内容を支援関係機関の施設内に掲示するなど、制度の周知に努めます。

■重点的に取り組むこと 3

●被害者の安心と安全を確保するための取り組み

(1) 被害者の保護と安全確保

①消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応

患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。

②警察の緊急通報装置貸出制度

被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出についての情報提供を行います。

③被害者の一時避難への支援

被害者の一時避難のための経費を予算化し、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。

④子育て短期支援事業による母子の保護

DVにより緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において短期間養育・保護等を行います。

⑤警察等による見回り

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、警察による見守りを要請します。

⑥身近な避難先の確保

被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して身近な避難先を確保できるよう努めます。

⑦暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ

DVの発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

(2) 通報・通告制度による被害者の保護

①配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、DV防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

②通報者の情報（氏名等）の保護の徹底

通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、情報保護の徹底を図ります。

③通報対応のマニュアルの整備

通報者に被害者に対する配偶者暴力相談支援センターの利用の教示についての協力を求め、被害者には、必要に応じ、保護を受けることを勧めます。

このような対応を迅速かつ適切に行い、被害の発生防止と被害者の保護に努めるために、通報対応マニュアルを整備します。

(3) 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

①被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり

被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある機関において情報管理のルールを定め遵守します。

②教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理

転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります。

③各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関など関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

④住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用

住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。

⑤個人情報を扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進

個人情報を扱う市職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、DVについて認識を高める研修等を実施します。

⑥各種支援制度の適切な運用

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、・住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置・医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用するよう市職員等に周知徹底します。

⑦保護命令制度の広報と被害者への利用支援

DV被害者の安全確保を図るためにDV防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続の支援を行います。

⑧ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供

DV防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、配偶者暴力相談支援センターや警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。

(4) DVのある家庭に育つ子どもへの支援

①DVに潜む児童虐待への対応強化

DV被害者家庭に子どもがいる際の児童虐待に留意するとともに、児童相談所や関係機関と平素より連携を図ることで、迅速に適切に対応するよう努めます。

②地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進

子どもに関わる学校や幼稚園、保育園、医療関係機関、福祉事務所、地域住民など様々な立場の者が子どもの様子から配偶者等からの暴力によって傷ついている子どもを発見し関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。

③学校や幼稚園、保育所等への就学や入所等の支援

配偶者暴力相談支援センターや市町村、市町村教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等がある現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

④健康診査・予防接種の弾力的実施

加害者からの追跡等がある現住所地に住民登録していない子どもについても、現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう実施します。

⑤DV防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知

加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。

(5) 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

① 配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者の知識と対応技術の習得

消防（救急）職員、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身に付けることにより、各地域におけるDV被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、関係者対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着等を図る研修を実施します。

②民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じてDVを早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。

③保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用

医療機関は患者の症状から、保健所や保健センターは健康診断や相談を通じて、DVの早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報したり、必要な情報提供を行うためにマニュアルを活用します。

④保健所・保健センター等における母子保健事業（乳幼児等の健診、子育て相談など）を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ

緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報したり、必要な情報提供を行います。

⑤医療機関における診療や医療相談、スクリーニング（配偶者等からの暴力に関する問いかけ）を通じた早期発見と積極的な助言や情報提供

医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、情報提供等の支援を行います。

⑥育児・介護サービスの提供者による早期発見

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化しているDVの発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関に繋いでいくよう努めます。

⑦学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している者は、子どもや保護者の様子や会話の内容から、子ども等が発するSOSを見逃さずDVの早期発見に努めます。

被害者に相談機関等の情報を提供するほか、DV及び児童虐待の両面から配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。

⑧被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供

DVを受けていることを認識していないために必要な支援が受けられない被害者に対し、配偶者等からの暴力についての正しい情報を提供するため、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置します。

⑨地域における見守り支援

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。

⑩外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり

外国人や障がい者、高齢者がいる家庭が、地域社会から孤立することにより、DVの発見が遅れることを防ぐため、市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、日常の業務や活動の中で、DVの未然防止と早期発見の視点を持ってかかわります。

⑪地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。

⑫地域づくりや子どもの育成について活動をしているNPO等民間団体との連携協力

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に、地域づくりや子どもの育成について活動をしているNPO等民間団体等と連携して取り組みます。

■重点的に取り組むこと 4

●被害者の立場に立った生活再建に向けた取り組み

(1) 安心した暮らしを守るための支援

①生活保護等の援護制度の活用

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。

②就労における精神的支援

被害者が安定した就労状況を確保するために、継続して心のケアを受けられるように努めます。

③一時的な家事等の援助

母子家庭等日常生活支援事業による一時的な家事等の援助を行います。

(2) 住宅確保のための支援

①公営住宅への優先入居

住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、要綱のとおり実施します。

②自立困難な被害者への対応

心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。

③住宅情報の提供

配偶者暴力相談支援センター等支援関係機関は、被害者に対し、その状況に応じ、住宅の確保に関する情報を提供します。